



商標五庁(TM5)と意匠五庁(ID5)の 年次会合(ユーザセッション)が 箱根で開催されました

1. はじめに

商標五庁(TM5)の第13回年次会合が、2024年12月9日から11日にかけて、意匠五庁(ID5)の第10回年次会合が、2024年12月12日から13日にかけて、それぞれ神奈川県足柄下郡箱根町にて開催されました。

12月11日のTM5ユーザーセッションに飯田弁理士が、12月13日のID5ユーザーセッションに茜ヶ久保弁理士が、それぞれ参加しました。

2. TM5とID5

TM5は、日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、欧州連合知的財産庁(EUIPO)、中国国家知識産権局(CNIPA)、韓国特許庁(KIPO)の商標五庁からなる協力の枠組みであり、毎年、年次会合と中間会合を開催しており、各国庁の最近の施策や互いの審査運用等の情報交換を行うとともに、五庁間でプロジェクトを立てて協力を推進しています¹。

ID5も、TM5同様、JPO、USPTO、EUIPO、CNIPA、KIPOの意匠分野での国際協力を推進するために「意匠五庁(ID5)会合」を創設し、以後、意匠保護に関する法制度と実務に即した五庁間の協力を継続しています²。

TM5、ID5ともに、本年はJPOがホスト庁

- 1 商標五庁(TM5)に関する特許庁の解説をご参照ください。<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/index.html>
- 2 意匠五庁(ID5)に関する特許庁の解説をご参照ください。<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/index.html>

として開催し、会期の最終日には、ユーザーを招待してユーザーセッションを開催し、ユーザーとの情報交換を行いました。

3. TM5のユーザーセッション

TM5ユーザーセッションでは、前日までに行われた年次会合の報告の後、「悪意の出願(bad-faith TM applications)」をテーマとして、8名のユーザーが、出願人や代理人の立場から、悪意の出願の具体的な事案や対策を共有し、各国庁への対策の強化を呼びかけました。



(TM5ユーザーセッションの様子)

各プレゼンから、各国で悪意の出願が意図せず放置されている現状が見て取れました。また、ブランドオーナーが世界中で継続的なモニタリングを強いられ、悪意の登録を取り消すために多大な費用と労力を投じている現状や、それゆえに、発生する悪意の出願全てに対して対策を講ずることが難しい現状があることなど、悪意の出願がブランドオーナーに与える負荷は相当なものであることを改めて実感しました。こうした現状を踏まえ、例えば中国では、悪意の程度が重度であ

れば法に基づいて罰則を課す制度を構築するなど、ここ数年、継続的に悪意の出願に対する対策を強化しており、今後の更なる対策強化が期待されます。

悪意の出願に対しては、そもそも登録を与えないという方策が最も効果的であると考えられ、各国庁が悪意の出願に関する情報を共有するなど、国際的な協力体制を強化することが求められていると思います。

4. ID5ユーザーセッション

ID5ユーザーセッションでは、まず、前日(12月12日)に開催された官庁間会合の報告がなされるとともに、ID5のプロジェクトの報告、各国庁の最新情報の共有がなされ、午後には、生成AIがデザインに与える影響をテーマにユーザーによるプレゼンが行われました。ここでは、ID5のプロジェクトと各国庁のアップデートについてご紹介します。



(ID5ユーザーセッションの様子)

[ID5におけるプロジェクト]

ID5におけるプロジェクトとして以下の5つが紹介されました。

- ・ 図面要件のユーザーガイドの作成
- ・ 「デジタルデザイン」の意匠出願に関するユーザー向けガイドブックの作成
- ・ E-learningプラットフォームの整備³
- ・ ID5ウェブサイト・プロジェクトリストページの整備⁴

3 <https://id-five.org/e-learning-platform/>

4 <https://id-five.org/projects/project-list/>

・メタバース意匠の保護の研究

[各国庁によるアップデート]

各国庁のプレゼンテーションにおいて私(茜ヶ久保)が興味を持ったのは、KIPOが3Dモデルデータ(OBJ,STL,STP)を図面のデータとして受け入れを開始するという点と、USPTOの審査遅延(審査期間約16か月)という点でした。

3Dモデルデータでの図面の受け入れは、現状の意匠実務においても、3Dモデルデータから2Dの線図を書き起こして出願していることから考えれば、今後の意匠実務においては非常に重要な取り組みであり、KIPOでの先進的な取り組みには今後も注目です。また、USPTOは、近年、特に中国からの出願が増加しており、2020年以降、毎年約40人～80名ほど審査官を採用しながらも、審査の滞りが解消しない現状があります。今後も審査が滞りなく運用されていくかについて注視が必要です。

5. おわりに

主要5庁の会合において、ユーザーとして参加し、各国の官庁関係者やユーザーと意見交換の場を持つことは、実務へのフィードバックも多く、貴重な機会です。今後もこのような機会に参加していきたいと考えています。

筆者紹介

茜ヶ久保 公二 (あかねがくぼ こうじ)

2002年弁理士登録。2013年よりTMI総合法律事務所勤務。2020年日本弁理士会副会長、産構審意匠制度小委員会委員。2021年日本弁理士会意匠委員会委員長。特許、意匠を専門とする。趣味は、トライアスロンとお酒を飲むこと。

飯田 遥 (いいだ はるか)

2006年弁理士登録。2019年よりTMI総合法律事務所勤務。商標、意匠を専門とする。